

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】 県税に係るすべての徴収金について、知事が収納の事務を委託した者への納付、納入又は払込みをすることができるようにするもの</p> <p>【改正の内容】 (徴収金の納付納入) → 改正後納付等</p> <p>第6条 県の徴収金は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の規定により指定した金融機関又は地方局へ納付、納入又は払込しなければならない。</p> <p>2 <u>自動車税に係る徴収金で規則で定めるものについては、前項に規定する方法によるほか、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に納付することができる。</u></p> <p>3 徴収金の納付、納入又は払込には、知事が定める様式の納税通知書若しくは払込書を添付しなければならない。</p> <p>改正後 2 <u>前項に規定するもののほか、県の徴収金は、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に納付し、納入し、又は払い込むことができる。</u></p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】 地方自治法施行令 (歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第158条 次に掲げる地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p>一 使用料 二 手数料 三 賃貸料 四 物品売払代金 五 貸付金の元利償還金</p> <p>2～4 省略</p> <p>第158条の2 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第1項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。</p> <p>2～6 省略</p> <p>愛媛県県税賦課徴収条例施行規則 (県税の収納の委託基準)</p> <p>第9条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項に規定する<u>規則で定める基準</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通地方公共団体の公金又はこれに類する経費の取扱いについて実績を有すること。 (2) 委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。 (3) 収納した現金を遅滞なく指定金融機関又は指定代理金融機関に払い込むことができ、かつ、収納の状況を正確に記録し、県の求めに応じ、必要な報告を行うことができること。</p> <p>(知事が収納の事務を委託した者に納付することができる自動車税に係る徴収金)</p> <p>第10条 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号。以下「条例」という。) 第6条第2項に規定する<u>自動車税に係る徴収金で規則で定めるもの</u>は、自動車税に係る納税通知書及び払込書により納付するもののうち、知事が定めるものとする。</p> <p>規則改正(条例公布日に削る。)</p>	